

申請等の手続きについて

1 定款の変更（認可申請）・（届出）について

定款の変更は、厚生労働省令で定める事項（※）を除き、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。（社会福祉法第45条の36第2項）

そのため、定款を変更するためには事前の申請手続きが必要となります。手続きの目安として、申請の1月以上前に担当課へご相談ください。

| | |
|------------|---|
| 申請の時期 | 社会福祉法及び定款に定める手続きが終了後、速やかに |
| 手続きの手順 | (1) 変更内容及び申請方法について、担当課へ事前相談 (2) 評議員会で2/3以上の評議員の賛成で決議 (3) 「定款変更認可申請書」又は「定款変更届出書」及び「添付書類」を担当課へ提出 (4) 審査（1月程度） (5) 担当課から「認可（届出受理）通知」を発送 (6) 法人登記が必要な変更事項の場合は、法務局へ登記 |
| 届出書となる事項 | 厚生労働省令で定める事項（※） (1) 事務所の所在地の変更 (2) 基本財産の増加に関する事項の変更 (3) 公告の方法の変更 |
| 法人登記が必要な事項 | ①目的及び業務 ②名称 ③事務所の所在場所 ④代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 ⑥資産の総額 |

2 基本財産の処分、担保提供について

基本財産の処分・担保提供について、定款に所轄庁の承認を受けることになっている場合は、承認申請が必要になります。

手続きの目安として、申請の1月以上前に担当課へご相談ください。

| | |
|--------|--|
| 申請の時期 | 理事会や評議員会での承認後、速やかに |
| 手続きの手順 | (1) 処分等の内容及び申請方法について、担当課へ事前相談 (2) 理事会・評議員会の過半数の承認 (3) 「基本財産処分承認申請書」又は「基本財産担保提供承認申請書」及び「添付書類」を担当課へ提出 (4) 審査 (5) 担当課から「承認通知書」を発送 (6) 登記が必要な場合は、法務局へ登記 |

3 税額控除対象となる社会福祉法人の証明について

個人が社会福祉法人に寄附金を支出した場合、所得控除制度の適用を受けることができます。

また、一定の要件を満たした社会福祉法人には、税額控除制度（法人が税額控除証明を取得している場合）の適用ができます。

実績判定期間において、一定の要件（※）を満たした法人の認定には、所轄庁から証明を受ける必要があります。

（※）実績判定期間において一定の要件（2要件のうちいずれかを満たしていること）

| | |
|--------|--|
| 実績判定期間 | 申請日の直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度最終日 |
| 要件1 | 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること |
| 要件2 | 経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が1/5以上であること |
| 申請の時期 | 証明が必要となったとき |

| | |
|--------|---|
| 手続きの手順 | (1)「税額控除に係る証明申請書」、「寄附金受入明細書」、「チェック表」及び「決算書(写)」を担当課へ提出 (2) 審査 (3) 担当課から「税額控除に係る証明書」を発行 |
|--------|---|

4 代表者（理事長）の変更について

代表者（理事長）の交代があった場合は、変更届の提出をお願いします。

| | |
|--------|--|
| 申請の時期 | 法人登記後速やかに |
| 手続きの手順 | (1)「社会福祉法人代表者変更届」、「理事会の議事録(写)」、「新代表者の履歴書(写)」、「就任承諾書(写)」及び「代表者変更後の法人登記事項証明書」を担当課へ提出 |

5 その他の手続きについて

社会福祉法人の「設立」、「解散」、「合併」等その他の手続きについては、事前に担当課へお問い合わせください。

6 お問い合わせ先

社会福祉法人に関するお問い合わせは、各担当課までお願いします。

| 運営する社会福祉事業 | 担当課 | 電話番号 |
|------------|-------|---------|
| 幼児関係施設運営法人 | 保育課 | 39-2219 |
| 介護関係施設運営法人 | 介護保険課 | 39-2245 |
| 障害関係施設運営法人 | 福祉課 | 39-2218 |
| 社会福祉協議会 | 福祉総務課 | 39-2217 |